

平成27年度 事業報告書

平成27年4月 1日から

平成28年3月31日まで

学校法人 博愛社学園

1. 法人の概要

名 称 学校法人 博愛社学園（昭和26年3月15日法人設立）

代表者 理事長 倉戸 直実

住 所 大阪市淀川区十三元今里3丁目1番72号

電 話 06-6302-2095

FAX 06-6302-2095

設置する学校

住 所 大阪市淀川区十三元今里3丁目1番72号

名 称 博愛社学園幼稚園

役 員

理 事 7名

監 事 2名

評議員 15名

理事会 5回開催

評議員会 5回開催

職 員 8名

2. 事業の概要

（ 博愛社学園幼稚園 ）

《教育方針》

キリスト教の精神に基づき、正直で愛情と勇気に富み、そして豊かな情操をもった人間形成をめざします

《教育内容》

クラスに固まらず、どのクラスのお友達とも仲よく遊べる機会が一日の中でたくさんあります。手づくりの環境の中で、家庭的な雰囲気大切にしています

	3歳児		4歳児		5歳児		クラス数計	園児数計
	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数		
定員	1	25	1	35	1	35	3	95
26年度	1	19	1	29	1	23	3	71
27年度	1	18	1	22	1	29	3	69
28年度	1	9	1	21	1	21	3	51

《保育時間》

月・火・木・金曜日 午前9時30分～午後2時

水曜日 午前9時30分～午前11時30分

（第2学期より午前9時30分～午後2時）

《納付金》

保育料 年額204,000円（12分割均等納付）

給食費 週4回（第2学期より週5回） 1回280円

教材費 [3歳児] 年額3,000円

[4歳児] 年額4,200円

[5歳児] 年額5,200円

《入園時の費用》

入園料 30,000円

《預かり保育の時間及び費用》

月～金曜日 午後6時まで

(土曜、夏冬春休み中の預かり保育は午前8時～午後6時※年末年始、お盆除く)

日払い150円～300円

《行事予定》

春の遠足、親子ハイキング、土曜参観日、プール遊び、七夕まつり、お泊まり保育、人形劇観劇、秋の遠足、バザー(2年に1度)、園外保育、クリスマス礼拝、生活発表会

《施設関係》

園地面積 1,400㎡ 運動場面積 520㎡

トイレ水漏れ修理を実施。

《設備関係》

ままごとキッチンセットを取得。

《事業報告》

平成27年度の事業は、保護者の協力を得て役職員の真摯な努力により、着実に運営することができた。

平成27年度4月より子ども子育て支援新制度がスタートしたが、新制度移行が進み、大阪府発表によると平成28年度は304園が私学助成となる。

当園は、幼稚園の本来目的の幼児教育へのこだわりから、私学助成を継続しているが、社会福祉法人の保育園の改築に伴い、新制度の認定こども園に移行するため、募集調整している。認定こども園移行までしっかりと在園児を卒園させるよう努める。

一方、幼稚園業界では、幼稚園事業継続のために、園児は確保できているが、教諭が確保できないという、大変厳しい状況になっている。安定した教員組織にするには、新採を定期的に充実することで必要である。例えば、募集時期の前倒し、教育実習の積極的な受け入れ等可能な限りの手を尽くし確実に幼稚園教諭を教育する取り組みが。今も将来にも必要な時になっている。

新制度施行しない場合であっても、2歳児への積極的なアプローチが重要であるので、未就園児教育の研究、実践を確実に進めたい。

財務面では、消費収支計算書を見ると、帰属収入合計が前年比5.41%の増収となった。消費支出の部合計は、前年比18.51%上昇した。帰属収支差額は、プラス1,880千円となり前年度(6,188千円)を下回ったが、安定した経営状況を継続することができた。

支出面では、人件費は、前年比32.31%上昇した。経費は、圧縮できたが、人件費の上昇から、消費支出の部合計で前年比18.51%上昇した。経営状況の目安である帰属収支差額比率は、前年度同様プラス4.28%と安定した経営

状況になった。

また、人件費比率は、69.61%となり、全国平均（大阪府平均）を超えているが、幼稚園事業継続の根幹にかかわることなので、問題ない。

次年度繰越支払資金は、前年度繰越支払資金を上回っている。第4号基本金の額（3,000千円）を相当上回る額の支払資金を保持できているので、資金繰りは問題ない。

新年度、園児数は前年度より認定こども園移行のため18名減少する。

【基本金】 学校法人会計基準に内容、種類が以下の通り規定されている。

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

前年度の消費支出の人件費（退職金を除く）、教育研究経費及び管理経費（それぞれ減価償却額を除く）、借入金等利息の合計を12で除した額で100万円単位。
--

3. 財務状況